

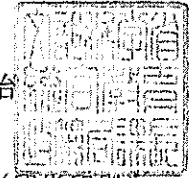


2 教 教 人 第 17 号  
令 和 2 年 7 月 9 日

各都道府県教育委員会教員免許事務主管課長 殿

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課長

柳 澤 好 治



(印影印刷)

令和元年度（2019年度）教員免許状授与件数等調査及び  
教員免許制度の適切な運用について（依頼）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第54条第2項に基づき、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則等に規定された各種免許状授与に係る全国的な実態を把握するため、別紙のとおり調査を実施しますので、御協力をお願いします。

また、教員免許制度は、公教育を担う教員の資質の保持・向上とその証明を目的とする制度であり、学校教育制度の根幹をなす重要な制度の一つです。各都道府県教育委員会においては、広く学校関係者に対し教員免許制度についての理解を促すとともに、特別免許状や臨時免許状、免許外教科担任の取扱いについては、特に、以下の点に留意の上、適切に行うようお願いします。

なお、今般の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動等の実施における『学びの保障』のための人的・物的体制整備（令和2年度第2次補正予算案の概要等）について」（令和2年5月27日付け事務連絡）において、人材確保の必要性等に応じた特別免許状、臨時免許状の柔軟な活用について示しておりますので、十分に御留意願います。

## 1. 特別免許状について

特別免許状は、教員免許状を持っていないが優れた知識経験等を有する社会人等を教員として迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応や、その活性化を図るために授与することができる免許状であり、①担当する教科に関する専門的な知識経験又は技能を有し、②社会的信望があり、かつ、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を持っている者に対し授与することができます。

文部科学省では、都道府県教育委員会による特別免許状の積極的な授与に資するとともに、特別免許状所有者による教育の質を担保するため、「特別免許状の授与に係る教育職員検定等に関する指針」（平成26年6月19日）を策定しています。また、平成28年4月1日施行の省令改正（教育職員免許法施行規則第65条の4関係）により、特別免許状の授与に当たって授与権者が意見を聴く者について、大学の学長又は学部長に準ずる者、学校の校長に準ずる者であってもよいこととするなどの弾力化を行いました。

各都道府県教育委員会においては、当該指針及び省令改正を踏まえ、域内の市区町村教育委員会及び学校等と十分に連携し、引き続き特別免許状の積極的な活用を御検討ください。

## 2. 臨時免許状及び免許外教科担任について

臨時免許状は、「普通免許状を有する者を採用することができない場合に限り」、授与することができる免許状です。臨時免許状が授与される背景には、各地域や学校の様々な事情があると考えられますが、臨時免許状の授与については、厳に当該免許状の趣旨に則ったものに対して行うこととし、これまでも安易な授与は行わないようお願いしているところです。

これを踏まえた上で、「免許状更新講習を修了していない者に対する臨時免許状の授与について（通知）」（平成31年1月16日付け30教教人第17号）において、やむを得ない場合に限り、各都道府県教育委員会において慎重に審査を行った上で、保有する普通免許状又は特別免許状の有効期限又は修了確認期限までに免許状更新講習を修了していない未更新者が臨時免許状の授与を受けることは妨げられるものではないことを示しているところですので、十分に御留意願います。

また、現在、臨時免許状の授与を受けている者が、特別免許状の授与要件を満たす場合には、積極的に特別免許状の授与を御検討ください。

免許外教科担任についても、臨時免許状と同様に、「ある教科の教授を担当すべき教員を採用することができないと認めるとき」に許可することができることとなっていますので、当該趣旨に鑑み、安易な許可は行わないようお願いします。

やむを得ず臨時免許状の授与や免許外教科担任の許可を行う場合においても、遠隔授業その他のICTの活用や巡回指導などを通じて、当該教科の免許状を有する教員や指導主事等による支援、授業準備の時間の確保などを通じて、教育の質の向上や教員の負担軽減を図るよう努めてください。

なお、文部科学省では平成30年9月18日にまとめられた「免許外教科担任制度の在り方に関する調査研究協力者会議報告書」を踏まえ、「免許外教科担任の許可等に関する指針」（平成30年10月5日）を策定しておりますので、各都道府県教育委員会における運用にあたって御確認ください。

### 【参考URL】

- 教員免許状に関する調査  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/kyoin/1342202.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/1342202.htm)
- 教員免許制度の概要  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/kyoin/1339300.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/1339300.htm)
- 特別免許状の授与に係る教育職員検定等に関する指針  
[https://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/detail/\\_icsFiles/afieldfile/2014/06/23/1348574\\_3.pdf](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2014/06/23/1348574_3.pdf)
- 免許外教科担任制度の在り方に関する調査研究協力者会議 報告書  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/136/houkoku/1409410.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/136/houkoku/1409410.htm)
- 免許外教科担任の許可等に関する指針  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/kyoin/1410441.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/1410441.htm)
- 未返納教員免許状一覧  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/kyoin/1342205.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/1342205.htm)

（本件担当）

文部科学省総合教育政策局  
教育人材政策課教員免許企画室 免許係  
Tel：03-5253-4111（内線 3969）  
Fax：03-6734-3742

## 【調査項目一覧】

- 1 総授与件数
- 2 幼稚園教員免許状の授与件数
- 3 小学校教員免許状の授与件数
- 4 中学校教員免許状の授与件数
  - 4-1 中学校教員免許状の授与件数(専修・一種免許状)
  - 4-2 中学校教員免許状の授与件数(二種・臨時免許状)
- 5 高等学校教員免許状の授与件数
  - 5-1 高等学校教員免許状の授与件数(専修免許状)
  - 5-2 高等学校教員免許状の授与件数(一種免許状)
  - 5-3 高等学校教員免許状の授与件数(臨時免許状)
- 6 特別支援学校教員免許状の授与件数
- 7 養護教員免許状の授与件数
- 8 栄養教員免許状の授与件数
- 9 特別支援学校(視覚障害者)の自立教科の教員免許状の授与件数
- 10 特別支援学校(聴覚障害者)の自立教科の教員免許状の授与件数
- 11 特別支援学校の自立活動教諭一種免許状の授与件数
- 12 外国語の教科についての免許状の授与件数
- 13 外国において授与された免許状を有する者等に対する免許状の授与状況
- 14 免許状の失効又は取上げ処分状況
- 15 臨時免許状の更新及び新規別の授与件数
- 16 免許外教科担任の許可件数
  - 16-1 免許外教科担任の許可件数(中学校)
  - 16-2 免許外教科担任の許可件数(高等学校)
- 17 免許外教科担任の許可状況
  - 17-1 所有免許教科別・担任教科別の状況(中学校)
  - 17-2 所有免許教科別・担任教科別の状況(高等学校)
- 18 特別免許状の授与について
  - 18-1 特別免許状の授与件数
  - 18-2 特別免許状の授与要件について
- 19 特別非常勤講師の届出件数について
  - 19-1 特別非常勤講師の届出状況(総括表)
  - 19-2 小学校における特別非常勤講師の届出状況
  - 19-3 中学校における特別非常勤講師の届出状況
  - 19-4 高等学校における特別非常勤講師の届出状況
  - 19-5 特別支援学校における特別非常勤講師の届出状況
- 20 専科担任の状況について
  - 20-1 中学校教諭免許状を有する者による小学校専科担任の状況
  - 20-2 高等学校教諭免許状を有する者による小学校専科担任の状況
  - 20-3 高等学校教諭免許状を有する者による中学校専科担任の状況

**【回答要領】**

別添調査表に必要事項を記入し、以下の「提出期限」までに提出してください。  
記入に当たっては、各調査表備考の留意事項を参照してください。

**【提出期限】**

令和2年10月30日（金）

**【提出方法】**

メールにて回答（shukei@mext.go.jp）。

※なお、提出する際は、件名を【〇〇：教員免許状授与件数等調査】（〇〇に各都道府県名を記入）としてください。

**【結果の公表について】**

調査結果については、集計の上、文部科学省ホームページに掲載します。（平成30年度の調査結果については掲載済み。）

その際、臨時免許状の授与状況、特別非常勤講師の届出状況及び免許外教科担任許可状況については、都道府県別の状況を公表しますので、御承知おきください。

**【今年度実施を見送る調査について】**

3年に1度実施している「昭和63年の教育職員免許法の改正により創設された法別表第3備考第8号に基づく『12年指定』の実施状況について」の調査は、教育委員会の事務負担軽減のため、今年度の実施を見送ることとなりました。本調査につきましては来年度実施する予定となりますので、御承知おきください。

**【今後実施予定の調査について】**

今般の新型コロナウイルスの影響により臨時免許状を授与した件数について、別途調査を実施する可能性がありますので、御承知おきください。

## 教員免許状授与件数等調査 昨年度調査からの変更箇所

### 変更箇所

調査表	変更箇所
	【調査項目12】 昨年度調査結果による授与の件数を踏まえ、韓国・朝鮮語、朝鮮語、イスパニア語、イタリア語、ポルトガル語の区分を追加
	【調査項目13】 外国において授与された免許状を有する者等に対する免許状の授与状況について、回答方法の例を記載
	【調査項目18-1】 特別免許状の授与件数について、「性別」の項目を削除
	【調査表19-0記入例】 記載方法を明確化
	【調査表19-1】 小学校、中学校、高等学校の各様式を1枚に統一
	【調査表19-2特別支援学校】 様式のレイアウトを修正し、教科に「流通・サービス」を追加
	【調査表20-1】 中学校教諭免許状を有する者による小学校専科担任の状況について、小学校の担当教科に「外国語」を追加（調査票の備考欄4・5に入力に当たっての注意事項を記載）
調査表IV (12年指定 の実施状況)	R2は事務負担軽減のため実施せず。 来年度調査の際に、H29～R1(2019)年度を対象期間とした調査を予定している。

## 教員免許状授与件数等調査 Q&A等

### 質問・回答

調査票	質問	回答
全般	各調査票において、幼保連携型認定こども園、中等教育学校および義務教育学校の取扱いはどのように行えばよいか。	幼保連携型認定こども園を「幼稚園」、義務教育学校前期課程を「小学校」、義務教育学校後期課程を「中学校」、中等教育学校前期課程を「中学校」、中等教育学校後期課程を「高等学校」として、調査票を作成すること。
調査項目14	更新講習未受講による期限切れ失効についてどう扱えばよいのか。	更新講習未受講による期限切れ失効については本調査表に記載しないこと。
調査項目19	「19-5 特別支援学校」について、小学部、中等部、高等部に授業がまたがっている場合、どのように記載すればよいか。	「19-5 特別支援学校」シートの備考参照
調査項目20	小免・中免の両方を所持している場合は計上するのか。	専科担任制の趣旨を鑑み、計上しない。
調査項目20	複数の学校で専科担任としている教員はどのように計上するのか、重複して良いのか。	専科担任として、1人の教員が複数校に行っている場合、重複して計上すること。
調査項目20	専科担任として、1人の教員が複数教科を担当している場合についてはどのように計上するのか。	担当している教科欄、全てに計上すること。
調査項目20	中学校、高等学校の両方の免許状を有している者はどのように計上すればよいか。	専科担任の発令の基となった免許状の学校種に従って計上すること。
調査項目20	非常勤職員、臨時的任用職員を含めるか。	含める。
調査項目20	旧免許状「高(社会)」を有している場合、どのように計上すればよいか。	「地理歴史」、「公民」のどちらか一方に計上すること。